

横須賀市議会基本条例の改正案について

募集の趣旨

本市議会では、平成 22 年に議会基本条例を制定し、議会の最高規範として運用してきました。

この間、議員定数の見直し、議会の機能強化を図るための組織改正、通年議会や反問権の導入など、時代に即した議会の在り方を検討し、折々で条例改正を行ってきましたが、条例全体の検証はこれまで行ってきませんでした。

そこで、条例制定から 13 年が経過し、新たな議員任期を迎えた中、改めて本市議会の最高規範である議会基本条例を全体的に俯瞰し、議会として条例の理念を実現できているか検証を行うべきとの考えから、令和 5 年 10 月に議会基本条例検証特別委員会を設置し、検証を行ってきました。

委員会においては、1 条ごとに、条文に規定された事柄を実現できているか、条文は今の時代に即したものであるかなど、活発な議論を重ねながら、委員会としての評価をまとめるとともに、今後の議会のあるべき姿を踏まえ、いくつかの条文においては、次ページ以降に記載のとおり改正を行うべきものと決定しました。

また、今回の検証が客観的でより納得性の高いものとなるよう、本市議会と関東学院大学との包括的パートナーシップ協定を活用し、同大学の 2 人の学識経験者に評価を依頼するとともに、参考人として委員会にも出席していただき、意見を聴取した結果、章立てについても見直しを行うべきものと決定しました。

このたび、条例改正案について、市民の皆さまからのご意見を伺うため、パブリック・コメント手続を実施することとしましたので、案に対する市民の皆さまのご意見をお寄せください。

なお、委員会での検証の詳細につきましては、議会基本条例検証シート（委員会で活用した資料）、委員会会議録、委員会の録画中継をご参照ください。

【議会基本条例検証シート】

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7860/council/kouhou/documents/kensyosheet.pdf>

【横須賀市議会 会議録検索システム】

<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/yokosuka/SpTop.html>

【横須賀市議会 議会中継】

https://smart.discussvision.net/smart/tenant/yokosuka/WebView/rd/council_1.html

条例改正案（第 1 条）

現行	改正案
（目的） 第 1 条 この条例は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	（目的） 第 1 条 この<u>議会基本条例（以下「この条例」という。）</u>は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【改正理由・特別委員会の考え方】

この議会基本条例が、本市議会において他の条例とは異なり、最高規範的位置付けを有するものであることを明確にするため、本条では敢えて「議会基本条例」と規定しようとするものです。

条例改正案（第6条）

現行	改正案
（議会の活動原則） 第6条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （1）公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。 （2）議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。 （3）市民本位の立場から、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。 （4）市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。 （5）議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。	（議会の活動原則） 第6条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （1）公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。 （2）議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。 （3）市民本位の立場から、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。 （4）市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。 （5）議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。 <u>（6）ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めること。</u>

【改正理由・特別委員会の考え方】

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正された趣旨を踏まえ、最高規範的位置付けを有する本条例において、ジェンダー平等を目指す取組を不断に継続していく姿勢を示すこと、また、妊娠や出産、育児や介護、障害の有無などの理由にかかわらず、あらゆる人材がそれぞれの人権を尊重された上で、議会で活躍できるようにすることが重要であると考え、議会の活動原則として、そのために必要な環境整備に関する規定を新たに追加しようとするものです。

条例改正案（第8条）

現行	改正案
（災害時の対応） 第8条 議会は、大規模災害が発生し、市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。	（災害時<u>等</u>の対応） 第8条 議会は、<u>災害の発生、感染症のまん延等により不測の事態</u>が起きたとき又はそのおそれがあるときは、<u>市長等と協力し</u>、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 <u>災害等による不測の事態が生じた際</u>における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。

【改正理由・特別委員会の考え方】

近年の自然災害の多様化や激甚化、新型コロナウイルス感染症のまん延、国際情勢の緊迫等の状況を踏まえると、大規模災害だけでなく、あらゆる不測の事態に対応するため、議会の危機管理体制を強化していくことが必要であると考えています。

また、このような不測の事態に対して、市民生活の安定と維持に努めるに当たっては、市長や関係機関との協力が不可欠であることから、これらを踏まえた規定に改めようとするものです。

条例改正案（第9条）

現行	改正案
（議員の活動原則） 第9条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （1）議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 （2）議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究その他の活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。 （3）市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動を行うこと。	（議員の活動原則） 第9条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 （1）議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 （2）議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を策定するために<u>議案を提出することが議員に与えられた権限であることに鑑み</u>、積極的な調査研究その他の活動を通じて、<u>これを適切に行使する</u>こと。 （3）市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動を行うこと。

【改正理由・特別委員会の考え方】

本市の政策を策定するために議案を提出することは、議員の役割というよりも、地方自治法に規定された議員の権限であること、また、市民の福祉と生活の向上に貢献することは、むしろ議会活動全般の目的であり、議員個人の活動原則として規定することは適さないと考え、これらを踏まえた規定に改めようとするものです。

条例改正案（第 10 条）

現行	改正案
(会派) 第 10 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。	(会派) 第 10 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派<u>等</u>と合意形成に努めるものとする。

【改正理由・特別委員会の考え方】

議会として一丸となって政策立案、政策決定、政策提言等を行っていくためには、会派だけではなく、会派に所属しない議員も含めて、積極的に議員間討議等を行いながら、合意形成に努めることも重要であると考え、これを踏まえた規定に改めようとするものです。

条例改正案（第 12 条）

現行	改正案
（情報の公開等） 第 12 条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。 2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。 3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。 4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。	（情報の公開等） 第 12 条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。 2 議会は、<u>全て</u>の会議を原則として公開するものとする。 3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。 4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。

【改正理由・特別委員会の考え方】

平成 22 年に常用漢字表が変更された際に、「すべて」が漢字表記となっており、法令における漢字使用においてもこの常用漢字の使用に倣っていたため、今回の条例改正に合わせて改めようとするものです。

条例改正案（第 13 条）

現行	改正案
（請願及び陳情） 第 13 条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。 2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。	（請願及び陳情） 第 13 条 議会は、請願及び陳情を市民による政策<u>提言</u>と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。 2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。

【改正理由・特別委員会の考え方】

請願及び陳情という行為の性質を踏まえ、「政策提案」を「政策提言」に改めようとするものです。

条例改正案（第 14 条）

現行	改正案
（市民参加） 第 14 条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。	（市民参加） 第 14 条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策<u>提言</u>の機会の拡大を図るものとする。 <u>2 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメント手続を有効に活用するものとする。</u> <u>3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。</u>

【改正理由・特別委員会の考え方】

議会は、政策条例等の制定・改正・廃止を提案するに当たっては、市民の意見を反映するため、パブリック・コメント手続を実施しています。

パブリック・コメント手続とは、政策条例等の案を事前に公表し、市民等から意見を募集し、これを考慮して政策を決定するものです。

本市議会では、横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱を制定し、これをもとにパブリック・コメント手続を実施していますが、最高規範的位置付けを有する本条例にその姿勢を示すことが重要であると考え、市民参加について規定した本条の中で、パブリック・コメント手続を有効に活用すること等を新たに規定しようとするものです。

また、第 1 項の改正については、第 13 条と同様、請願及び陳情という行為の性質を踏まえ、「政策提案」を「政策提言」に改めようとするものです。

条例改正案（第 20 条）

現行	改正案
(議決事件の追加) 第 20 条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。	(議決事件の追加) 第 20 条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第 96 条第 2 項の規定により <u>必要に応じて</u> 議決事件の追加を検討するものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

【改正理由・特別委員会の考え方】

特に重要な政策や計画などについて、市政への監視機能を高めるため、日々の活動の中で議決事件として追加すべき案件があるかどうか検討することは重要なことですが、一方で、議決事件の追加については、市長の執行権との調整が不可欠であるため、追加そのものが目的とならないよう、「積極的に」を「必要に応じて」に改めようとするものです。

条例改正案（第 23 条）

現行	改正案
（調査研究機関の設置） 第 23 条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。 3 第 1 項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	（<u>専門的知見の活用</u>） 第 23 条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、<u>学識経験者等の専門的知見を活用するものとする。</u> <u>2 （削除）</u> <u>3 （削除）</u>

【改正理由・特別委員会の考え方】

本条は、市政の課題に関する調査や検討のため、必要があると認めるときは、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができるという規定ですが、本条例の制定以降、これまで同機関を設置したことはありませんでした。

本件については、このたびの条例検証において外部評価を依頼した 2 人の学識経験者の意見も踏まえ、専門的知見の活用は議会にとって必要不可欠であるものの、事案等を踏まえると今後も設置される可能性は不透明であること、地方自治法第 100 条の 2 に基づく専門的事項に係る調査及び同法第 115 条の 2 に基づく参考人の規定の適用により、これまでと同様、今後も専門的知見の活用は十分にできること、また、本条の規定がなくても議会で決定することにより調査研究機関の設置は可能であることから、同機関の設置に関する規定を削除しようとするものです。

一方で、必要に応じて学識経験者、事業者、市民団体など、その分野に精通した方に協力を仰ぎ、調査を依頼したり意見を聴取しながら、より充実した調査、検討を行っていくことは重要であるため、本条を「専門的知見の活用」に関する規定として改めようとするものです。

条例改正案（第 29 条）

現行	改正案
(交流及び連携の推進) 第 29 条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。	(交流及び連携の推進) 第 29 条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会、 <u>学術研究機関等</u> との交流及び連携を推進するものとする。

【改正理由・特別委員会の考え方】

分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うための交流及び連携の対象は、他の自治体の議会だけでなく、大学等の学術研究機関や民間企業など様々な分野の団体が考えられることから、これらを含む規定に改めようとするものです。

なお、本市議会では平成 28 年に関東学院大学との包括的パートナーシップ協定を締結し、議会と大学が持つ人的・知的資源をお互いに活用し、地域の課題解決のために相乗効果を生み出せるように取り組んでいます。

条例改正案（第 34 条）

現行	改正案
（継続的な検討） 第 34 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。	（継続的な<u>検証</u>） 第 34 条 議会は、<u>一般選挙を経た任期中に、</u>市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、<u>この条例の目的が達成されているか検証を行い、その結果に基づいて、この条例の改正を含め</u>所要の措置を講ずるものとする。 2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。

【改正理由・特別委員会の考え方】

冒頭の募集の趣旨にも記載しましたとおり、平成 22 年に本条例を制定以降、これまで議会内の組織や運用の変更に伴う条例改正は行ってきましたが、今回のような全体的な検証は実施してきませんでした。

社会情勢の変化に伴い、市民ニーズや行政課題が多様化する中、今後は定期的に議会の在り方を見直していくことが必要であると考え、4 年間の議員任期中に必ず一度は検証を行うことを義務付ける規定に改めようとするものです。

章立て改正案

【現行】

第1章 総則	
	第1条(目的)
	第2条(この条例の位置付け)
	第3条(議会及び議員の責務)
	第4条(通年議会)
	第5条(議員定数)
第2章 議会の活動原則	
	第6条(議会の活動原則)
	第7条(委員会)
	第8条(災害時の対応)
第3章 議員の活動原則	
	第9条(議員の活動原則)
	第10条(会派)
	第11条(議員の政治倫理)
第4章 市民と議会の関係	
	第12条(情報の公開等)
	第13条(請願及び陳情)
	第14条(市民参加)
	第15条(説明責任等)
第5章 議会と市長等との関係	
	第16条(市長との関係)
	第17条(一問一答方式等)
	第18条(政策等の監視及び評価)
	第19条(議員の文書による質問)
第6章 議会の機能強化	
	第20条(議決事件の追加)
	第21条(議員相互の討議の推進)
	第22条(政策検討会議の設置)
	第23条(調査研究機関の設置)
	第24条(議員研修)
	第25条(広報広聴会議の設置)
	第26条(予算の確保)
	第27条(議員及び会派の積極的な政務活動)
第7章 議会改革の推進	
	第28条(検討会議等の設置)
	第29条(交流及び連携の推進)
第8章 議員の身分及び待遇	
	第30条(議員の身分及び待遇)
	第31条(議員報酬等)
第9章 議会局等	
	第32条(議会局)
	第33条(議会図書室)
第10章 継続的な検討	
	第34条(継続的な検討)

【改正案】

第1章 総則	
	第1条(目的)
	第2条(この条例の位置付け)
第2章 基本原則	
	第3条(議会及び議員の責務)
	第4条(議会の活動原則)
	第5条(議員の活動原則)
	第6条(議員の政治倫理)
第3章 議会運営等	
	第7条(通年議会)
	第8条(議員定数)
	第9条(委員会)
	第10条(災害時等の対応)
	第11条(会派)
第4章 市民と議会の関係	
	第12条(情報の公開等)
	第13条(請願及び陳情)
	第14条(市民参加)
	第15条(説明責任等)
第5章 議会と市長等との関係	
	第16条(市長との関係)
	第17条(一問一答方式等)
	第18条(政策等の監視及び評価)
	第19条(議員の文書による質問)
第6章 議会の機能強化及び議会改革の推進	
	第20条(議決事件の追加)
	第21条(議員相互の討議の推進)
	第22条(政策検討会議の設置)
	第23条(専門的知見の活用)
	第24条(議員研修)
	第25条(広報広聴会議の設置)
	第26条(予算の確保)
	第27条(議員及び会派の積極的な政務活動)
	第28条(検討会議等の設置)
	第29条(交流及び連携の推進)
第7章 議員の身分及び待遇	
	第30条(議員の身分及び待遇)
	第31条(議員報酬等)
第8章 議会局等	
	第32条(議会局)
	第33条(議会図書室)
第9章 継続的な検証	
	第34条(継続的な検証)

【改正理由・特別委員会の考え方】

外部評価による学識経験者の意見を踏まえ、議会や議員に関する基本的な事項を定めた条文を「基本原則（第2章）」とし、議会運営に関する具体的な事項などについて定めた条文を「議会運営等（第3章）」としてまとめました。

また、現行の「議会機能の強化（第6章）」と「議会改革の推進（第7章）」については、議会活動等の活性化という点で目的が同じであるため、一つの章にまとめました。